



インクルーシブセーリング全日本選手権 大会 2024 ・ パラセーリング全日本選手 権大会2024

Question for Officials

Date: 2024-10-19

Question No: 02

Question For: Organizing Authority

Question:

NOR18に記された「参加する各ボートは有効な第三者賠償責任保険に加入し、1人あたり最低10,000,000

円または同等の保険に加入しなければならない。」ですが、スポーツ保険や旅行傷害保険、損害賠償保険を見ても国内にはディンギーレースにおいて、自ら操縦して自らチャーターしたボートに損害を与えた場合の貸し元である第三者への賠償が付与されている保険は見当たりません。うまくいって、ぶつけてしまった相手艇（第三者）には保障の範囲である可能性はあるようですが……。このような場合、どのようにして保険加入の義務をクリアできるのでしょうか。適正な保険があれば是非、ご紹介ください。ちなみに保険料はかなり高額ですが、クルーザーレースには月掛けベースのクルーザー保険はあるようです。

Answer:

NOR18が求めている大会参加者を含む第三者に対しての賠償責任保険です。ご指針の責任において第三者に損害を与えたときを想定しています。

チャーター艇を対象とした保険を求めているものではありません。

なお、加入された保険が、借りて使用していた艇に対しても補償の対象になるかは、各自の保険をご確認ください。